

# 「分電盤の点検商法」急増中！

## ＜相談事例＞

「分電盤の点検に伺います。」と電話があり、電力会社の委託を受けたと名乗る業者が来訪。点検後、「分電盤が古く、交換が必要。」  
「すぐに交換しなければ、漏電して火事になる。」と言われたため、不安になり後日交換することにした。家族に報告したところ、「金額が高すぎる。」と止められた。  
解約はできるか？（70歳代 女性）



## アドバイス

分電盤の点検は、電力会社等が法令に基づき、4年に1回以上の頻度で行い、その点検日時は事前に書面で案内することになっています。  
点検日時を電話でお知らせすることはなく、訪問した点検作業員が、その場で交換等の契約を持ち掛けることはありません。

- 電話で点検を持ち掛ける業者には、安易に点検をさせないようにしましょう。
- 点検作業員は、身分証を携帯しています。必ず確認をしましょう。
- その場では契約せず、十分に比較・検討しましょう。
- 電力会社等の無料法定点検について、日頃から確認をしましょう。
- 条件を満たせば、クーリング・オフができる場合があります。

不安や不明な点があれば **消費生活センター** にご相談ください！

消費者ホットライン ☎188(いやや)

～ あなたの地域の消費生活センターにつながります～

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 ☎ 861-0999  
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】 ☎ 582-4500  
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】 ☎ 951-3610  
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎ 641-9782

※門司、若松、八幡東の各区相談窓口での面談は、  
消費生活センター ☎ 861-0999 へご相談ください。

※通話料はすべて有料です



まもりん



みもりん